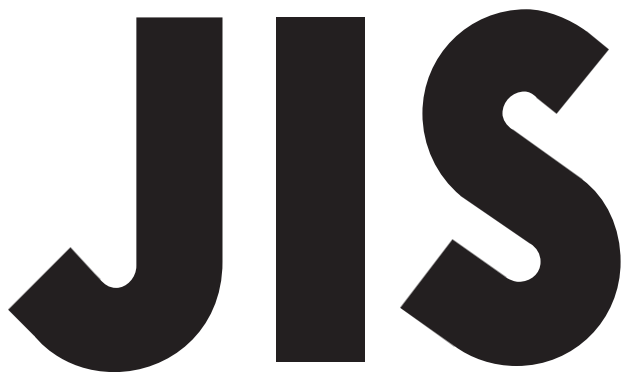




鉄及び鋼－タングステン定量方法－ 第 2 部：チオシアン酸塩吸光光度法

JIS G 1220-2 : 2026

(JISF)

令和 8 年 5 月 20 日 制定

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般社団法人日本鉄鋼連盟標準化センター 鋼材規格三者委員会（産業標準作成委員会）構成表

	氏名		所属
(委員長)	榎	学	東京工科大学
(副委員長)	緒形俊夫		国立研究開発法人物質・材料研究機構
	田中龍彦		東京理科大学名誉教授
(委員)	藤原弘次		EMF応用計測
	林央		元国立研究開発法人理化学研究所
	千葉光一		関西学院大学
	沖佑典		国立研究開発法人建築研究所
	桑原利彦		東京農工大学名誉教授
	富山禎仁		国立研究開発法人土木研究所
	高橋勲		一般社団法人日本アルミニウム協会
	木下晴彦		一般財団法人日本規格協会
	古市久男		日本検査キューエイ株式会社
	藤井勉		一般社団法人日本試験機工業会
	栗原正明		一般社団法人日本伸銅協会
	藤田栄		北海道大学
	塩田佳紀		一般社団法人火力原子力発電技術協会（株式会社IHI）
	種物谷宣高		高圧ガス保安協会
	金岡秀明		一般社団法人日本機械工具工業会（住友電工ハードメタル株式会社）
	山田哲		一般社団法人日本建築学会（東京大学大学院）
	判治剛		公益社団法人土木学会（名古屋大学）
	蓮井敏秀		線材製品協会（日鉄SGワイヤ株式会社）
	中山伸		一般財団法人日本海事協会
	辻村寿彦		日本金属継手協会
	鈴木一弁		一般社団法人日本鋼構造協会
	近藤隆明		一般社団法人日本自動車工業会（日産自動車株式会社）
	相川卓洋		公益社団法人日本水道協会
	池田正一		株式会社神戸製鋼所
	中澤晋		JFEスチール株式会社
	八木謙治		大同特殊鋼株式会社
	荒井和弘		日本製鉄株式会社

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 8.5.20

担 当 部 署：経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課
(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 8.5.20

認定産業標準作成機関：一般社団法人日本鉄鋼連盟
(〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 3-2-10 鉄鋼会館 TEL 03-3669-4826)

審 議 委 員 会：一般社団法人日本鉄鋼連盟標準化センター 鋼材規格三者委員会（産業標準作成委員会）
(委員長 榎 学)

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関にご連絡ください。
なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 一般事項	1
5 要旨	2
6 試薬	2
7 装置	3
8 試料のはかりとり	3
9 操作	3
9.1 試料溶液の調製	3
9.2 モリブデンの分離	3
9.3 呈色及び抽出	4
9.4 吸光度の測定	4
10 空試験	4
11 検量線の作成	4
12 計算	5
13 許容差	5
附属書 A (規定) タンニン酸ニオブ共沈分離チオシアン酸塩吸光光度法	7
解 説	15

まえがき

この規格は、産業標準化法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般社団法人日本鉄鋼連盟（JISF）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。これによって、**JIS G 1220:1994** は廃止され、その一部を分割して制定したこの規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS G 1220 規格群（鉄及び鋼－タングステン定量方法）は、次に示す部で構成する。

JIS G 1220-1 第 1 部：シンコニン沈殿分離酸化タングステン（VI）重量法

JIS G 1220-2 第 2 部：チオシアン酸塩吸光光度法

鉄及び鋼—タングステン定量方法— 第 2 部：チオシアン酸塩吸光光度法

Iron and steel—Determination of tungsten— Part 2: Thiocyanate spectrophotometric methods

1 適用範囲

この規格は、鉄及び鋼中のタングステンの定量方法のうち、チオシアン酸塩吸光光度法について規定する。

この方法は、タングステン含有率（質量分率）0.01 %以上 20 %以下の定量に適用する。なお、本体の方法は、タングステン含有率（質量分率）0.01 %以上 20 %以下の定量に、**附属書 A** の方法は、タングステン含有率（質量分率）0.05 %以上 7.0 %以下の定量に適用する。

注記 JIS G 1220 規格群の定量範囲を表 1 に示す。

表 1—JIS G 1220 規格群の定量範囲

規格番号	定量範囲 [質量分率 (%)]
JIS G 1220-1	0.5 以上 20 以下
JIS G 1220-2	0.01 以上 20 以下

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS G 1201 鉄及び鋼—分析方法通則

JIS Z 8402-6 測定方法及び測定結果の精確さ（真度及び精度）—第 6 部：精確さに関する値の実用的な使い方

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS G 1201** の**箇条 3**（用語及び定義）による。

4 一般事項

定量方法に共通な一般事項は、**JIS G 1201** による。